

中学校体育施設開放の利用方法等について

●登録について

登録団体	① 中学校体育施設開放校の利用を目的とした団体で 代表者は成人（高校生以下を除く） で市内在住（ 高松市に住民票がある ）であること。 ② 市内に在住（高校生以下を除く） 又は勤務している者のみで組織された 10人以上の団体 であること。 ③ 登録は1人1団体に限ります。 重複して登録した場合は、その会員の登録又は団体の登録を取り消します。
登録方法	① 本市ホームページに掲載している、登録申請フォームから手続きをしてください。 ② 留意事項 ・ 代表者本人確認のため特段の申出がない限り、住民基本台帳にて現住所等の確認を行います。 ・希望する方には、登録したメールアドレスにスポーツ振興課からのお知らせ等を通知いたします。 ※高松市立中学校体育施設開放事業（以下、「開放事業」という。）のために収集した個人情報は、開放事業のみに使わせていただくほか、法令に定める場合を除き、御本人の同意を得ることなく第三者に開示・提供することはありません。
期限	登録の有効期限は毎年度3月末日です。 1年ごとに更新の手続きが必要になります。

●高松市立中学校の夜間開放施設（開放期間は4月から3月）

	中学校名	開放時間	休館日	利用種目	電気料金の額
体育館	玉藻中学校	19:00～21:00	月曜・祝日 第2・4日曜 第2土曜	バドミントン・バスケットボール・バレーボール・ソフトバレーボール・武道・レクリエーション他	半面1回 800円 ※審判中、牽引中、国分寺中のバドミントン、ソフトバレーは全面予約のみ利用可
	桜町中学校	19:00～21:00 6・7月のみ	日曜・祝日 第2土曜	バドミントン・バスケットボール・バレーボール・ソフトバレーボール・武道・卓球・レクリエーション他	
	紫雲中学校	19:30～21:30			
	協和中学校	4月～10月 19:30～21:30			
	香東中学校	11月～3月 19:00～21:00			
	太田中学校	4月～9月 20:00～22:00 10月～3月 19:30～21:30			
	下笠居中学校	19:30～21:30	月曜・金曜・祝日	バドミントン・バスケットボール・バレーボール・ソフトバレーボール・レクリエーション他	
	木太中学校	3月～9月 19:30～21:30 10月～2月 19:00～21:00	水曜・日曜・祝日		
	香川第一中学校	19:30～21:30	祝日	バドミントン・バスケットボール・バレーボール・武道・パドルテニス・レクリエーション他	
	牟礼中学校	19:00～21:00			
	庵治中学校	20:00～22:00	月曜・祝日	バドミントン・バスケットボール・バレーボール・ソフトバレーボール・武道・レクリエーション他	
	国分寺中学校	19:30～21:30			
運動場	玉藻中学校	19:00～21:00	体育館と同じ	軟式野球	4,000円
	勝賀中学校		日曜・祝日 第2土曜	ソフトボール・サッカー・レクリエーション他	2,000円
	龍雲中学校				
	山田中学校				
	香東中学校		19:00～21:00	体育館と同じ	レクリエーション他
卓球室	庵治中学校	20:00～22:00	体育館と同じ	卓球	100円

※ ただし、お盆（8月12日～16日）と年末年始（12月23日～1月7日）は、全校休館になります。

※ 香東中学校運動場の利用できる部分は、運動場中央の南北に設置されている防球ネットから西側のみ（運動場のおおよそ半分程度）に限られます。

※協和中学校及び香東中学校の体育館のバドミントンコートの面数はステージ側と入口側で、下記のとおり異なっています。

学校名	ステージ側 (バドミントンコート)	入口側 (バドミントンコート)
協和中学校	1面	2面
香東中学校	2面	1面

●夜間開放の申込み

申込方法は抽選予約と随時予約があり、インターネット、携帯電話から申込等ができます。

施設利用申込サービスの URL	
インターネット	https://www.pf489.com/kagawa/webR/

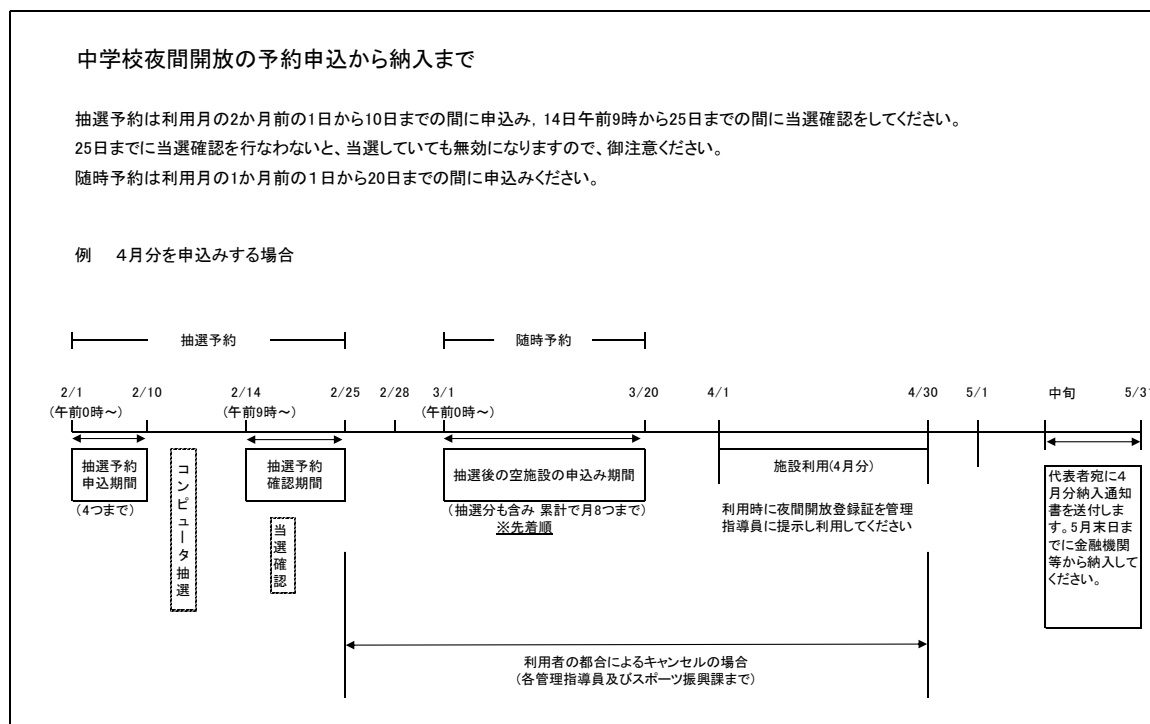
抽選予約

- ①利用を希望する日の2か月前の1日から10日までの間に【かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス】より申込してください。
- ②コンピュータ抽選後、当該月の14日午前9時から25日の間に必ず抽選予約の当選の確認を行ってください。

上記期間中に確認処理を行わない場合、利用はできません。

随時予約

- ①抽選後の空き施設の申込期間は1か月前の1日から20日までの間にかがわ電子自治体システム施設利用申込サービスより申込してください。



●体育施設使用上の注意

① 使用時に10名未満の場合、キャンセルにさせていただく場合があります。 なお、1名は必ず定刻までにお越しください。
③ 使用時に必ず「高松市立中学校夜間開放登録証」または「かがわ電子自治体システム施設利用登録通知書」を持参し、管理指導員に提示してください。
④ 専用駐車場は原則としてありません。 自転車、バイク等を利用される方は置き場に十分注意してください。
⑤ 中学校体育施設の夜間開放は大人の方を対象とした事業です。 高校生以下の児童・生徒の利用はできません。
⑤ 使用時間内に準備及び後片付け（グラウンド整備・体育館のモップかけ等）を行い、終了時間は厳守してください。 なお、終了後における校内やその周辺でのミーティングは禁止です。
⑥ 校内は全て禁煙です。 環境美化、施設・器具の保全に気を付け、ゴミ等については各自で全て持ち帰るようお願いいたします。学校周辺にも絶対に吸殻を捨てないでください。
⑦ 使用に際して事故、器具の破損等が生じたときは、速やかに管理指導員に申し出て指示を仰いでください。使用者の責において破損した場合は、修繕費用を負担していただきます。
⑧ 学校の消耗品（ボール等）は使用できませんので、各自で準備してください。 その他、扉や窓の開閉を始め、施設の利用に係る準備、片付け等についても各自で行ってください。
⑨ 協和中、香東中の体育館を除き、体育館を各団体が半面ずつ予約している場合、管理指導員の指示に従って、利用する面を決めてください。特に指示がない場合には、両団体で話し合っの御利用をお願いします。 また、体育用具の出し入れ等のために利用中の面を他団体の利用者が通行する必要がある場合がありますので、その際はできるだけ速やかに通行するなど、互いに譲り合っ安全に御利用いただきますようお願いいたします。
⑩ 他の利用者や周辺住民の方に迷惑をかける行為は禁止です。

●使用許可後の注意

① 使用許可後においても、 学校行事、グラウンドコンディションの状態等により使用できなくなる場合があります。 雨天等により使用の可否が判断し難い場合は管理指導員の指示に従ってください。
② 公職選挙法に基づき、投票所開設準備、選挙期間中に個人演説会が開催される場合等は、使用許可の取り消しをさせていただきます。
③ 台風等の影響により、 使用する日の17時時点で高松市内に暴風、大雨、洪水等の警報が発令されている場合には、 利用者の安全確保や学校体育施設が避難所となる場合があることから、 夜間開放は中止 とします。 また、 17時以降に警報が発令された場合にも同様に中止 といたします。 いずれも 中止の連絡はいたしません ので、使用者御本人で警報等の情報を確認してください。 使用中に警報が発令された場合には、安全面を考慮のうえ、施設に待機するか又は施設を離れるかの判断を行い、その旨を管理指導員へ御連絡ください。 なお、 使用途中で中止する場合についても、電気料相当額をいただきます ので、御理解のほどよろしくお願いたします。
④ 上記、①・②・③やその他やむを得ない場合で使用許可を取り消した場合、代替施設を用意することはできませんので、御了承ください。
⑤ 利用者の都合で使用しない場合は、あらかじめ管理指導員及びスポーツ振興課まで連絡してください。なお、 無届けにより利用しなかった場合は、電気料を御負担いただくばかりでなく、抽選申込み及び利用を停止する場合があります。

※施設利用電気料の納入について

施設利用翌月中旬頃、利用団体代表者に電気料の納入通知書を郵送しますので、高松市指定金融機関から納入してください。納入期限(毎月月末)までに納入していない団体については、**抽選申込み及び利用を停止**する場合があります。

《問合せ先》 高松市番町一丁目8番15号
高松市 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部
スポーツ振興課
電話087-(839)-2626